

# Progress～進歩～

令和1年7月号(広告)  
2019年7月発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅 孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第146号  
発行担当者:平松和美

昨年の7月に起きた西日本豪雨から1年・・・甚大な被害をもたらした災害は、今もなお大きな爪痕を残していますが、少しずつ復興の兆しが見えてきました。まだまだ記憶に新しい出来事ですが、被災後に駆けつけてくれた家族、職場の仲間、友人そして全国から来てくださったボランティアの皆様改めて感謝をしつつ、これから私たちができることは何かを考えていきたいですね。

## 今月のテーマ：簡易課税制度に関する届出書

### 1. 簡易課税制度とは？

令和1年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施される予定ですが、消費税の軽減税率実施に伴い、簡易課税制度については「簡易課税制度選択届出書の特例(軽減税率制度に関する特例)」が認められています。そもそも「簡易課税制度」とはどのような制度だったでしょうか。また「軽減税率制度に関する特例」とはどのような事業者がその適用を受けることができるのでしょうか。ご存知の方も多いかと存じますが、はじめに「簡易課税制度」について簡単に確認してから、「軽減税率制度に関する特例」について見ていきましょう。

消費税の納付税額は、通常は次のように計算します。

課税売上げ等に係る消費税額【**預かった消費税**】 - 課税仕入れ等に係る消費税額(以下「仕入控除税額」という。)【**支払った消費税**】

しかし、その**課税期間の前々年又は前々事業年度(以下「基準期間」という。)**の**課税売上高が5,000万円以下で、簡易課税制度選択届出書を事業年度開始前に提出している事業者**は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができます。この制度は、「**支払った消費税**」を「**預かった消費税**」に対する税額の一定割合とするというものです。この一定割合を「**みなし仕入率**」といい、売上げを卸売業、小売業、製造業等(注)、サービス業等、不動産業及びその他の事業の6つに区分し、それぞれの区分ごとのみなし仕入率を適用します。

具体的には、「**預かった消費税**」に事業区分ごとに定められた下記の「**みなし仕入率**」を掛けて計算した金額が、「**支払った消費税**」となります。

#### みなし仕入率

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 第一種事業(卸売業)                 | 90% |
| 第二種事業(小売業、 <b>農業等(注)</b> ) | 80% |
| 第三種事業(製造業等)                | 70% |
| 第四種事業(その他の事業)              | 60% |
| 第五種事業(サービス業等)              | 50% |
| 第六種事業(不動産業)                | 40% |

ここが改正!

(注) 令和1年(2019年)10月1日を含む課税期間(同日前の取引は除きます。)から、第三種事業である**農業、林業、漁業のうち消費税の軽減税率が適用される飲食品の譲渡を行う事業を第二種事業とし、そのみなし仕入率は80%(現行70%)が適用されます。**

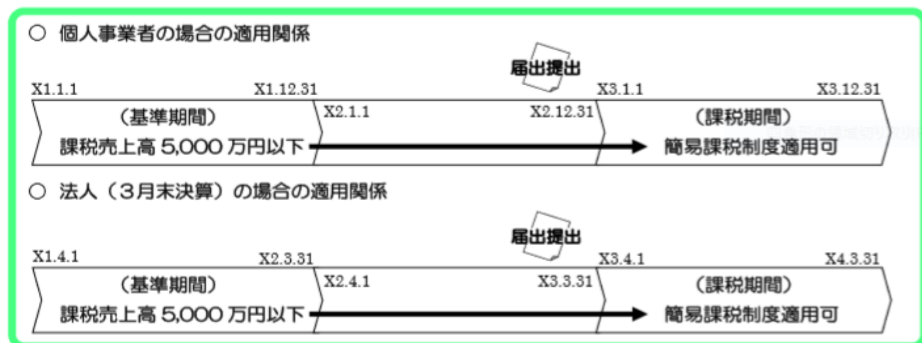
※2種類以上の事業を営む場合は、別途計算が必要となります。

## 2. 簡易課税制度選択届出書

### (1) 届出書の提出

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者(以下「中小事業者」という。)は、**適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」**を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

なお、新規開業等をした事業者は、**その開業等をした課税期間の末日までに**この届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

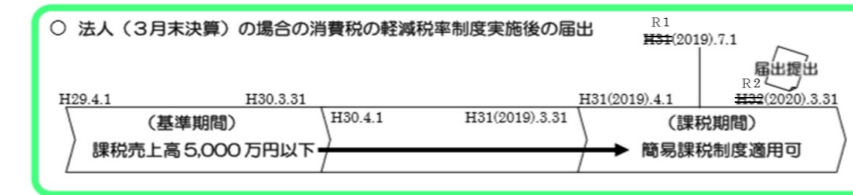


## (2) 軽減税率制度に関する特例 ★★★

令和1年(2019年)10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されることにより、**売上げ又は仕入れを軽減税率(8%)と標準税率(10%)に区分して税額計算を行う必要がありますが、仕入れを軽減税率と標準税率に区分することが困難な事情がある中小事業者は、簡易課税制度選択届出書の特例として、令和1年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までを含む課税期間については、適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば簡易課税制度の適用を受けることができます(即時適用)。**

令和1年(2019年)7月1日から提出可能となります。

R1.7.1より新書式(第1号様式)



「**困難な事情**があるとき」とは、例えば、事業者が税率の異なるごとの管理が行えないことなどにより、期間中の支払った消費税を税率の異なるごとに区分して合計することが困難である場合をいい、そのような場合には、その困難の度合いを問わず適用することができます。ただし、**2年間継続適用した後でなければ、やめることはできません。**

次の(3)、(4)に該当する場合には、著しく困難な事情がある場合を除き、簡易課税制度の選択適用を受けることができません。

### (3) 調整対象固定資産を取得した場合

**消費税課税事業者を選択している事業者**が、一定期間中に調整対象固定資産(注)を取得した場合には、その取得した期間を含む3年間、簡易課税制度を選択することはできません。

「調整対象固定資産」とは、棚卸資産以外の資産(建物、付属設備、構築物、機械装置、車両等)で一の取引単位の価額(税抜き)が100万円以上のものをいいます。

### (4) 高額特定資産を取得した場合

事業者が、消費税の課税事業者で、簡易課税制度の適用を受けていない課税期間中に高額特定資産(注)を取得した場合又は自己で建設をした場合には、その取得した期間を含む3年間、消費税の免税事業者となること及び簡易課税制度を選択して申告することはできません。

(注)「高額特定資産」とは、一の取引単位の価額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

## < Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー「Vision」**今月の開催日は**7月11日(木)**です。不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。ま

| 開催日      | 対象者            | 申込期限    |
|----------|----------------|---------|
| 7月11日(木) | 5・6・7・8月決算法人様  | 7月5日(金) |
| 8月8日(木)  | 6・7・8・9月決算法人様  | 8月2日(金) |
| 9月12日(木) | 7・8・9・10月決算法人様 | 9月6日(金) |

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

## 3. 簡易課税制度選択不適用届出書

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合、又は事業を廃止した場合には、原則として**やめようとする課税期間の初日の前日までに(事業を廃止した場合にはすみやかに)「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」**を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

簡易課税制度の適用をとりやめて支払った消費税を実額により税額計算を行う場合には、とりやめる課税期間の初日から課税仕入れ関係の帳簿及び請求書などを保存することが必要です。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

簡易課税制度の適用等については、さまざまな制限もあることから、慎重な判断が必要となります。ご不明な点等ございましたら、弊社へご相談くださいませ。

## < 7月スケジュール >

|    |   |                                                                                                                              |
|----|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 水 | *6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限<br>*1月～6月分源泉所得税の納付期限(納期特例適用者)<br>*労働保険年度更新申告書 提出期限<br>*社会保険算定基礎届 提出期限                                |
| 11 | 木 | *経営計画書作成セミナー: Vision                                                                                                         |
| 16 | 火 | *所得税予定納税額の減額申請期限                                                                                                             |
| 31 | 水 | *所得税の予定納税額の納付期限(第1期分)<br>*5月決算法人の確定申告・納付期限<br>*11月決算法人の中間申告・納付期限<br>*6月分の社会保険料の納付期限<br>*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の8・2月決算法人) |